

## 令和4年度第5回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：令和4年10月31日（月） 午後5時00分～

場 所：職員会館メルクス3階会議室

出席者：神原会長、松隈委員、岡委員、小路口委員、樋口委員、紫藤委員、宮崎委員 以上7名

事務局：陣内課長、吉本課長補佐、中島主査、石丸、渡邊

### 議事の概要

#### 1 前々回及び前回会議の概要報告

—意見や異論等はなく、会議概要は確定される。—

#### 2 諮問案件の審議

##### 【諮問案件1】

健康に関するアンケート調査の対象者を抽出するに当たり、市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（20歳以上の者の情報に限る。）を保健所健康推進課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

諮問機関：市民文化部市民課

利用機関：健康福祉部保健所健康推進課

実施機関：健康推進課（乙丸主幹）、市民課（中川原課長）

—資料をもとに健康推進課から説明—

（A委員）住民基本台帳のデータをどのように受渡しするのか。

（実施機関）CSVデータでいただくこととしている。

（A委員）そのCSVデータの受渡しはUSBメモリで行うのか。

（実施機関）そうである。

（事務局）補足をさせていただく。庁内の情報機器関係の環境について、市民課が利用している住民基本台帳のデータは、いわゆる基幹系と呼ばれる環境にある。通常のインターネットと繋がる環境とは全く別のもので、特定の部署だけしか見られないような構造になっている。それを他部署に提供するにあたっては、庁内の情報管理を所管している情報政策課で承認を受けたウイルス等に感染していないUSBメモリを使って情報を抜き出し、それを使って提供先のパソコンに入れるという方法をとる。物理的に外部に出ないようにデータの受渡しを行う。

（B委員）このUSBメモリの取扱いにおける人為的なミスが心配である。

（A委員）USBメモリを外には持ち出さないということか。

（実施機関）そうである。データについてもUSBメモリから消去したことまで確認する。

（事務局）再び補足をさせていただく。USBメモリ自体は情報政策課が管理をしており、それを利用する部局が借りて、データの受渡しが終わった後に、内容等を消

去した上で情報政策課に戻すという運用をしているので、外部の者が扱うタイミングはない。

(C委員) USBメモリのデータを消すタイミングは。

(実施機関) 健康推進課がデータを取り込んだ後すぐに消去する。

(B委員) なぜ小学校区の情報が必要なのか。

(実施機関) 極力対象者の居住地が偏らないように抽出したいと考えているためである。

(B委員) それは無作為抽出と言えるのか。他にも条件を何か設定するのか。

(実施機関) 居住地以外では、年代についても、この健康くるめ21計画の重点対象となる働き世代である30～50代の方を多めに取らせていただこうと思っている。

(B委員) 名前は特定しないが、条件は絞るということか。

(A委員) 無作為抽出した時点で、小学校区はいらないのではないのか。

(C委員) 校区別の統計を取るということか。

(実施機関) そうである。クロス集計もさせていただきたいと考えている。

(A委員) 異なる校区でも道を挟んで隣ということがある。地図上で散けるイメージか。

(実施機関) そうである。

(A委員) 住所と校区だけで均一に久留米市を網羅するのは難しそうだと感じる。

(C委員) 健康推進課が消去するということがあったが、作業はいつ誰が何時から何時まで作業したのか、といったタイムログは管理するのか。

(実施機関) USBメモリの管理については、何月何日に持ち出し、どういうデータを取り出し、そして消去まで確認するための管理表を作っている。

(C委員) 作業者の個人名も記録するのか。

(実施機関) そうである。

(D委員) USBメモリ内のデータ消去は、通常の消去方法か。

(実施機関) そうである。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

### 【諮問案件2】

口座振替による支払い業務において、フロッピーディスクによるデータ渡しから、データ伝送に変更し、久留米市指定金融機関である福岡銀行とオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：会計室

実施機関：会計室（本木課長補佐、後藤）

—資料をもとに会計室から説明—

(E委員) 口座振替による支払い業務とは、久留米市の支出全般ということか。

(実施機関) そうである。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

**【諮問案件 3】**

教育機関向けに提供されるクラウドを活用した教育システムの導入について

- 1 校務支援システムで管理している久留米市立小学校・中学校・特別支援学校の児童生徒に関する個人情報を目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について
- 2 個人情報を民間事業者が運用・管理するクラウドサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

**【教育部教育ICT推進課】**

実施機関：教育ICT推進課（加藤課長、山下課長補佐、関）

—資料をもとに教育ICT推進課から説明—

（C委員）システムの対象児童は、小学校、中学校、特別支援学校の生徒に関する情報とあるが、1年生も試験を受けるのか。

（実施機関）試験は小学校6年生と中学校2年生が受ける。

（C委員）特別支援学校についてはどうか。

（実施機関）特別支援学校は、児童・生徒の状況がそれぞれ異なるため校長判断で試験を受けるか決めることになる。

（C委員）自分のIDを認識できる生徒が使うということか。

（実施機関）そうである。

（D委員）対象の個人情報は小学校6年生及び中学校2年生なのか、全部なのか。

（実施機関）全国学力調査の対象となるのは小学校6年生と中学校2年生であるが、MEXCBTには、全国学力調査問題や他の市町村が作った各学年の問題もあり、いろんな学年が、この学習eポータルを使って勉強していく。

（D委員）試験を受けるだけでなく、教材を使って勉強できるということか。

（実施機関）そうである。

（F委員）使用するのは小学校1年生からか。

（実施機関）そうである。

（F委員）各自パソコンを持つのか。

（実施機関）既に現在各自パソコンを持っている。

（E委員）校務支援システムでは、児童生徒から情報提供を受けて、出席番号、グループアカウント等を管理しており、学習eポータルを使用するために基本的な事項を登録するときに目的外利用するという話か。

（実施機関）そうである。

（E委員）結局、学習eポータルを導入した場合は、毎年行われていた単年度ごとの試験以外のことにも利用が予定されており、テストの経過や学習過程で作成されたデータ等に、今後市がアクセスすることもできるようになるのか。

（実施機関）そうである。

(A委員) 学習過程で作成されたデータ全般は、そもそも学習 e ポータルで、学習されたときのデータを渡すのではないのか。クラウド上に上げて、MEXCBTで利用できるようにするという話ではないのか。

(実施機関) 学習 e ポータルの使い方もまだ検討中だが、MEXCBTでテストを受けた結果を閲覧する機能と、学習 e ポータルで子どもたちの日常の学びを蓄積していき、後で振り返るために使う、という方法があるので、学習全般と記している。

(A委員) それ学習過程で作成されたデータ全般を渡すという意味なのか。

(実施機関) クラウドに蓄積されていく、イコール渡すということである。

(D委員) 事項1の目的外利用は校務支援システムのデータ情報を学習 e ポータルに渡すということだと分かるが、事項2のオンライン結合というのはどういう意味か。

(実施機関) 子どもたちが、学習 e ポータルでテストを受けたり、学習したデータが、そのクラウドに残っていくということである。

(D委員) 民間企業のクラウドにそのデータが残るということか。

(B委員) 学習 e ポータルと事項2のクラウドの民間事業者とは違うのか。

(実施機関) 学習 e ポータルというのは民間の事業者が提供するソフトウェアのことで、MEXCBTは文部科学省が運営する全国学力テストなどの標準化テストを閲覧したり、実際にテストをしたりすることができるシステムである。

(B委員) 事項1、2の事業者は同じなのか。

(実施機関) そうである。

(B委員) 事業者が学習 e ポータルを運営しており、クラウドに情報が集まるということか。では、MEXCBTというのは何か。

(実施機関) 文部科学省が子どもの個人情報を持するのはよくないということで、基本的に民間事業者が運営する学習 e ポータルを介さないとMEXCBTには接続できない。

(B委員) 国には個人情報自体は提供しないということか。

(実施機関) そうである。

(G委員) 子どもたちがMEXCBTにアクセスできるようにするということか。

(実施機関) そうである。MEXCBTにアクセスするためには、学習 e ポータルが必要だと国が言っている。

(G委員) そうしないとデータをもらえないということか。

(実施機関) そうである。

(A委員) グーグルアカウントのほかに、氏名が必要というのが不思議だ。氏名がない方が個人情報を扱わない印象だが、事業者にとっては難しいのだろうか。

(B委員) 学習 e ポータルまでは氏名が必要なのか。

(実施機関) そうである。

(C委員) 通常はグーグルアカウントがあれば、学習 e ポータルの登録はそれで十分である。個人情報としては管理せずに、個人のIDとしても、グーグルアカウントだけにしたほうが漏れる心配がなくなる。氏名が本当に必要なのかと思う。

(実施機関) 子どもたちが、グーグルアカウントで日常的に自分の結果を見るページにログインすると自分の名前が表示される。そこにID等、見慣れていない文字が表示されると、これは自分のものじゃないとか、日常使いと別世界になってしまうということがある。事業者も氏名は必須登録としている。

(A委員) 事業者が必須登録にしているのか。

(実施機関) そもそも、国が、学習 e ポータルを運用する上で氏名と学年を必須としている。

(C委員) 子どもたちがログインする時は先生たちがフォローしているのか。

(実施機関) 子どもたちは自分でログインしている。

(C委員) そうであれば氏名はいらぬのではないかと思う。

(D委員) もう事業者は決まっているのか。

(実施機関) 決まっている。Lゲートというシステムを使う。

(B委員) これはどこの事業者も同じなのか。

(実施機関) 今のところ4種類程度ある。今は無償で使えるアプリがあるが、いずれは有償になりうるし、有償版も用意されている。Lゲートを選定した理由は、管理しやすく、年度が変わったときも変更しやすいという点である。

(C委員) 便利なものこそ怖い。不便な方がしっかりしている確率が高い。確かにどんどんお金がかかるのではないかという心配は理解できる。

(G委員) 学校で使うことが多いのか、家庭で使うことが多いのか。

(実施機関) 今現在は学校で使うことが多いと想定しているが、持ち帰り学習として家庭で使うこともある。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

#### 【諮問案件4】

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う久留米市個人情報保護条例、久留米市情報公開条例等の改正について（答申案の検討）

【総務部総務課】

実施機関：総務部総務課（陣内課長、吉本課長補佐、中島主査）

—資料をもとに総務部総務課から説明—

(E委員) 事項1の決定期限だが、結論では、請求から30日以内に変更になることと、その運用を現行条例を基本とすることは適当であるとしている。諮問事項に対する答申としては、30日以内に変更することは適当ということであって、現行条例の14日以内が運用として残るからというのは、結論ではなくその理由ではないのか。

(実施機関) 諮問項目としては、元々の決定期限を、例えば開示決定に関しては、現行の14日以内を法に合わせて30日以内に変更するということである。ご指摘のように運用面に関する表現は結論というほどでもなく、補足的な意味合いである。なお、前回諮問事項自体はご承認いただいているので、その項目自体は、承認いた

だいた内容にさせていただこうと思っているが、ご指摘いただいたのは、理由の部分ではないかということか。

(E委員) 結論で運用面まで書かなくてもいいのではないかということである。

(B委員) 答申として、「変更することは適当である」で切り、「ただし、運用についてはこうされたし」と付言的な結論にするのか、あるいは運用面を理由としてよしという書きぶりにするのか。諮問に対しては、運用面は書かないことが答えだろう。付言的な結論にするのか、理由として書くのかどちらかだと思う。

(実施機関) 前回、運用自体について説明した。それを付言として、審議会の答申として記載するのか、そうではなくて、理由の部分は運用にかかわらず決定期限を伸ばすこと自体に関する理由に特化した書きぶりにまとめた方がいいのか、ご意見をいただいた上で表現を変えたい。

(A委員) 結論はそのままにするのか。

(実施機関) 24ページの結論に関しては、請求から30日以内に変更することは適当であるとし、運用の部分を省く。理由に関しては、補足として運用のことを書いているので、決定期限を伸ばすことの妥当性を審議会にご判断いただいた旨の内容の方がいいかと考えている。運用の部分は、付言ではなくなお書きを想定しているが、決定期限を延ばすことの妥当性の理由をどう表現すべきか判断できていない。

(会長) 結論は、「変更することは適当である」として、理由の中で運用の部分を調整してはどうか。

(実施機関) 一文で理由を書いているが、法改正に伴い決定期限を30日以内に合わせるため、というのが事項1の理由として、さらに、なお書きで運用を補足的に書くということによいか。

—意見なし—

(実施機関) 関連するところで、情報公開条例改正の事項2の内容も個人情報保護条例と合わせて諮問しているので、こちらの書きぶりも同様にする。

(会長) 他に意見がなければ会長に一任していただきたい。

—意見なし—

### 3 その他

—次回開催日時について—